

「広島市 市民くらしのガイド（2024・2025 年度版）」官民協働発行事業者公募要領

1 趣旨

この要領は、市民の暮らしに役立つ情報を提供するため、市役所の窓口や各種手続、公共施設等の行政情報と観光や歴史等の地域情報を掲載した市民向けの情報誌「広島市 市民くらしのガイド（2024・2025 年度版）」（以下「市民くらしのガイド」という。）を、企業等の広告（以下「広告」という。）を活用して広島市と民間事業者等（以下「事業者」という。）が協働で発行するに当たり、市民くらしのガイドの発行に関する企画提案を広く募集し、事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 市民くらしのガイドの概要

(1) 事業名

「広島市 市民くらしのガイド（2024・2025 年度版）」官民協働発行事業

(2) 作成期間等

ア 作成期間 協定締結の日から令和6年2月16日まで

イ 発行 令和6年3月

ウ 利用期間 令和6年3月1日から令和8年2月28日まで

(3) 作成予定部数

96,000部（印刷時に決定）

（内訳）

・市転入者 64,000部（参考：転入件数 約32,000件／年度）

・施設窓口等 32,000部（区役所等の窓口で希望者に配布）

※提案により、作成予定部数以上の作成を行い配布することも可とする場合がある。

※施設窓口等の部数に、広告掲載者への見本誌提供部数は含まない。

(4) 構成

区分	内容	割合
行政情報	市役所の窓口や各種手続、公共施設、市民活動等の情報	70%以上
地域情報	観光や歴史、医療機関等の情報	
広告	企業等の広告	30%以下

※ 割合については、全紙面に占める割合とする。

(5) 作業分担

ア 広島市

- ・行政情報に係る掲載原稿及び資料の提供
- ・市転入者への配布及び施設窓口等での配布

イ 事業者

- ・企画（市から情報提供があったものを含め掲載内容等の立案）、編集（レイアウト、デザイン等）、印刷及び製本等、作成に係る一切の業務
- ・広告主の募集及び広告作成に係る一切の業務
- ・市への納品
- ・市民等からの問合せ・苦情への対応

(6) 協定書(案)

別添『「広島市 市民くらしのガイド（2024・2025 年度版）」官民協働発行事業に関する協定書』のとおり。

(7) 仕様

別添「仕様書」のとおり。

3 費用負担

企画、編集、印刷、製本及び納品など、市民くらしのガイドの作成等に要する一切の費用は、事業者が集める広告及びその他の収入により賄うものとし、本市は一切の費用を負担しないものとする。

4 応募資格等

この企画提案に応募できるのは、次の各号に掲げる条件をすべて満たす NPO 法人、公益法人、民間企業、その他の法人又は法人以外の団体及び個人とする。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 及び広島市契約規則第 2 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 広島市競争入札参加資格の「令和 5・6・7 年」の「物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務（建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。）の提供」の契約の種類「役務の提供の施設維持管理業務を除く役務」の登録種目「30-04 広報・宣伝」に登録されている者であること。
- (3) 企画提案の応募開始の日から協定締結までのいずれの日においても、営業停止処分又は広島市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (5) 暴力団又は暴力団の構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者が経営、運営に関係している団体でないこと。
- (6) 広島市税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (7) 次に掲げる者でないこと。
 - ア 「広島市 市民くらしのガイド」官民協働発行事業プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）の委員
 - イ アの委員が自ら主宰し、又は役員若しくは顧問として関係する法人その他の組織及び当該組織に所属する者

5 応募書類の提出

(1) 応募期間

令和 5 年 5 月 17 日（水）から令和 5 年 6 月 1 日（木） 午後 5 時まで(必着)

(2) 応募書類

ア 応募用紙(様式 1)

イ 企画提案書(様式 2)

ウ 誓約書(様式 3)

エ 市税等の滞納がない旨の納税証明書

(ア) 広島市税の納税証明書（写し）

「直近の証明可能な日以前に納付すべき市税について、滞納の税額がない。」旨の記載のある本市の納税証明書の写しを添付すること。

(証明年月日が応募書類提出日から 3 か月前の日以降のものに限る。)

※ 広島市内に事業所を有していない場合は、申立書(様式 6)を提出すること。

- (イ) 消費税及び地方消費税の納税証明書（写し）
「未納の税額がない。」旨の記載のある税務署の納税証明書の写しを添付すること。
（電子納税証明書は不可）
（証明年月日が応募書類提出日から3か月前の日以降のものに限る。）

オ その他の書類（任意） ※企画提案書記載要領に従って提出すること。

※ 提出された書類は返却しない。

※ 指定する様式は、広島市ホームページからダウンロードすることができる。
ただし、これにより難しい場合は、次により配布する。

○ 配布期間

応募期間と同じ

土曜日、日曜日の閉庁日を除く午前8時30分から午後5時まで

○ 配布場所

問合せ先と同じ（広島市企画総務局区政課）

(3) 提出部数

企画提案書は10部（正本1部＋副本9部）、その他の書類は各1部

(4) 提出方法

応募書類を、次のいずれかの方法により、応募期間内に提出すること（提出先は、問合せ先と同じ）。

ア 持参

土曜日、日曜日の閉庁日を除く午前8時30分から午後5時までとする。

イ 郵送

特定記録郵便等とし、令和5年6月1日（木）午後5時までの必着とする。

(5) その他

ア 提案者は、1者につき1件とする。

イ 応募者の住所、法人名、代表者名は正本のみに記載し、副本には応募者の法人名等が特定される事項を一切記載しないこと（企業のロゴ等を含む。）。法人名等が記載されている場合は、事務局で該当部分を抹消する。

ウ 提出した企画提案書を取り下げる場合は、速やかに「取下願」（様式4）を提出すること。また、企画提案書の提出から協定締結までの間に応募資格を満たさなくなった場合にも「取下願」を提出すること。

エ 提出された企画提案書について、内容についての質問及び補正を命じることがある。

オ 企画提案書の再提出は、応募期間内に限り認める。ただし、部分的な差替えは認めない。

カ 提出された企画提案書は返却しない。「取下願」の提出があった場合も、既に提出された企画提案書は返却しない。

6 質問及び回答

(1) 企画提案書の作成方法及び事業の内容について質問がある場合は、次により質問書（様式5）を提出すること。

ア 提出先 問合せ先と同じ（広島市企画総務局区政課）

イ 提出方法 企画総務局区政課に電話連絡の上、ファクシミリ又は電子メールで提出

ウ 提出期限 令和5年5月25日（木）※必着

(2) (1)の質問に対する回答は、令和5年5月29日（月）までに、広島市ホームページに随時掲載する。

7 選定等

(1) 選定方法

審査委員会において、応募者から提出された企画提案書をもとに審査を行い、基本項目と任意項目の評価点の合計点を応募者の得点とする。

その際、得点が評価点の満点に対し6割未満の応募者は、選定の対象外とする。

事業候補者の選定は、得点の高さに基づき優先順位を決定する。

なお、得点が同点となった場合は、基本項目の評価点の高さに基づき事業候補者の優先順位を決定する。

ただし、いずれの方法によっても事業候補者の優先順位が決定しない場合は、くじ引きにより決定する。

また、応募者が1者の場合においても審査委員会において審議を行い、事業候補者の可否を決定する。

審査委員会 委員名簿

委員長	企画総務局次長
副委員長	企画総務局区政課長
委員	企画総務局広報課長
委員	市民局市民活動推進課長
委員	健康福祉局保健部医療政策課長
委員	経済観光局観光政策部観光企画担当課長

(2) 選定基準

別添『「広島市 市民くらしのガイド（2024・2025年度版）」事業候補者評価要領』のとおり。

(3) ヒアリング

審査委員会は、企画提案書の内容を確認するため、必要に応じて応募者からのヒアリングを行う。ただし、応募者が1者で、当該者が過去にこの事業を適正に実施した実績を有しているときは、応募者からのヒアリングを省略する。

なお、ヒアリングの実施については、別途、応募者へ連絡する。

(4) 選定結果の通知等

すべての応募者に文書により選定結果を通知するとともに、広島市ホームページにおいて、選定結果（応募者名、評価点、順位）を公表する。

8 協定

本市は、優先順位の最も高い事業候補者と協定締結の協議を行い、協定を締結する。ただし、決定後、当該事業者から「取下願」が提出された場合は、次に優先順位の高い事業候補者を事業者として協議を行い、協定を締結する。以降同様の方法により事業者決定及び協定締結を行う。

9 公正な公募の確保

(1) 応募者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(2) 応募者は、競争を制限する目的で他の応募者と参加意思及び提案内容についていかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書を作成しなければならない。

(3) 応募者は、事業候補者の選定前に、他の応募者に対して企画提案書を意図的に開示してはならない。

- (4) 応募者が連合し、又は不穏な行動等をする場合において、企画提案公募を公正に執行することができないと認められるときは、当該応募者を参加させず、又は公募の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

10 その他

- (1) 企画提案に係る一切の費用は、応募者の負担とする。
- (2) 応募書類について虚偽の記載をし、その他不正の行為をした場合は、失格となること及びその他の措置を講ずることがある。
- (3) 提出された応募書類は、企画提案の選定以外の目的で使用しない。ただし、広島市情報公開条例第7条に基づき開示請求があったときは、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの等不開示情報を除いて開示請求者に開示する。
- (4) 手続において使用する言語は、日本語とする。
- (5) 企画提案書に記載したその他の提案については、本市との協議が調った後に実施することとする。

11 応募先及び問合せ先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市企画総務局区政課区政係(市役所本庁舎9階)

電話：082-504-2888 FAX：082-504-2069

Eメール：soumu-kusei@city.hiroshima.lg.jp